

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

香川県広域水道企業団企業長職務代理者

香川県広域水道企業団副企業長 高 木 孝 征

香川県広域水道企業団規則第4号

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第4条第3号ウ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第3号ウ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第4条第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第4条第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる場合のほか、企業長が定める特別の事情がある場合</p>	<p>(<u>条例第4条第3号イ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第3号イ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第4条第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第4条第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ 略</p>

(条例第5条第3号の規則で定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第5条第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(条例第6条第5号の規則で定める保育)

第5条 条例第6条第5号の規則で定める保育は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認（期間延長）請求書（第1号様式）により行い、条例第6条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第4条第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日であるとき。

(3) 条例第5条の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。

2 略

3 前項の規定による届出は、育児休業等対象児出生届（第2号様式）によ

(条例第5条第2号の規則で定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第5条第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業等計画書)

第5条 条例第7条第5号又は第12条第6号の規定による申出は、育児休業等計画書（第1号様式）により行うものとする。

(条例第7条第6号の規則で定める保育)

第6条 条例第7条第6号の規則で定める保育は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第7条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認（期間延長）請求書（第2号様式）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 略

3 前項の規定による届出は、育児休業等対象児出生届（第3号様式）によ

り行うものとする。

- 4 企業長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第6条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書により行い、条例第6条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第7条に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第4条第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第5条の規定に該当してしている育児休業

- 2 前条第4項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 略

- 2 前項の規定による届出は、養育状況変更届(第3号様式)により行うものとする。

- 3 第6条第4項本文の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

第9条 略

(育児休業をした職員についての退職手当規程の特例)

第10条 略

(育児短時間勤務計画書)

第11条 条例第12条第6号の規定による申出は、育児短時間勤務計画書(第4号様式)により行うものとする。

り行うものとする。

- 4 企業長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第8条 前条第1項及び第4項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 略

- 2 前項の規定による届出は、養育状況変更届(第4号様式)により行うものとする。

- 3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

第10条 略

(育児休業をした職員についての退職手当規程の特例)

第11条 略

(条例第13条の規則で定める日数及び時間)

第12条 略

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 略

2 第6条第2項、第3項及び第4項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 第6条第4項本文の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第8条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(条例第13条の規則で定める日数及び時間)

第12条 略

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 略

2 第7条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 第7条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第9条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第1号様式（第5条関係）

育児休業等計画書

年 月 日			
香川県広域水道企業団企業長 殿			
所 属 職・氏名			
香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第7条第5号又は第12条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し出ます。 なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

- 注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
- 2 育児休業等計画書は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 請求者の請求期間には、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第1号様式（第6条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書

		年 月 日	
香川県広域水道企業団企業長 殿			
		所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）		
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）		
	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の最初の延長		
	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の再度の延長		
	次の育児休業等が必要な事情 (1) 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） (2) 育児休業期間の再度の延長 (3) 非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業 (4) 非常勤職員の2歳までの子の育児休業		
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名		
6 備考	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで		

- 注 1 該当する□には、△印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第4条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、2歳までの子の育児休業とは条例第5条の規定に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は養育縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（条例第6条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業に係るものを除く。）。

第2号様式（第7条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書

		年 月 日	
香川県広域水道企業団企業長 殿			
		所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情			
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名		
6 備考	育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで		

- 注 1 該当する□には、△印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第4条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、2歳までの子の育児休業とは条例第5条の規定に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）に、職員（当該期間内に産後休暇（香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第16条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。）又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は養育縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）。

第2号様式 (第6条関係)

略

第3号様式 (第8条関係)

略

第4号様式 (第11条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日			
香川県広域水道企業団企業長 殿			
所 属 職・氏名			
香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第12条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり申し上げます。			
なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日	から	年 月 日
再度の請求予定期間	年 月 日	から	年 月 日
3 備 考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 2 請求者の請求期間には、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第3号様式 (第7条関係)

略

第4号様式 (第9条関係)

略

第5号様式（第13条関係）
略

第5号様式（第13条関係）
略

附 則
この規則は、令和4年10月1日から施行する。